

中東情勢の影響を受ける中小企業等へ緊急支援を実施します！

川口市信用保証料補助金のご案内

概要	中東情勢の影響により、売上減少や利益圧迫に直面する市内中小企業の資金繰りを支援するため、埼玉県の手付金保証対象の融資等を受けた事業者の信用保証料を一部補助します。
補助金額	$\text{支払った信用保証料} \times 1/2 = \text{補助金額}$ (上限額は20万円) ※1,000円未満切捨て
要件	中東情勢の影響を受け、令和8年4月1日から令和8年10月30日までの間に次のいずれかの融資制度による融資を利用し、保証料を支払った（※1～4全てを満たす）市内事業者 【埼玉県中小企業制度融資】 (令和8年3月以降の売上高や利益率の減少により申請したもの) ■経営安定資金（大臣指定等貸付）のうち特定業種関連（セーフティネット保証5号） ※川口市でセーフティネット保証5号の認定を受けたもの ■経営あんしん資金（経済変動特例） (※1) (法人の場合) 1年以上引き続き市内に事業所があること (個人の場合) 1年以上引き続き市内に住所及び事業所があること (※2) 継続して同一事業を営んでいること (※3) 本店または主たる事業所が市内にあること (※4) 市税を滞納していないこと ！審査があります！
申請期間	令和8年8月3日（月）から令和8年12月25日（金）まで

裏面の提出資料の詳細もご覧ください。

必要書類

No.	
1	(様式第1号) (1) 川口市信用保証料補助金申請書兼請求書 (2) ※中東情勢の影響について詳細にご記入ください
2	(様式第2号) 同意書兼誓約書
3	(様式第3号) 金融機関等確同意書
4	利用した融資に係る申込書の写し ※令和8年4月1日から令和8年10月30日までに申請受付されたもの
5	融資が実行されたことを証する契約書等の写し ・金銭消費貸借契約書等 ・融資が実行されたことが表記されている通帳等の写し
6	信用保証決定のお知らせ等保証料の記載がある書類
7	【法人の場合】 履歴事項全部証明書の原本または写し（発行より3カ月以内） ※（本店登記が市外の場合）市内に主たる事業所があることを証明する資料 【個人事業主の場合】 住民票の原本または写し（発行より3カ月以内）
8	申請者名義の補助金の振込先の口座の写し
9	中東情勢の影響を受けていることがわかる根拠資料 ※令和8年3月以降の仕入れ価格、燃料費等の上昇がわかる帳簿や請求書・ 領収書の写し、取引先からの通知等
10	経営あんしん資金（経済変動特例）を利用した場合は、認定を受けた認定書の写し（様式22-8経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書）

（※）様式第1～3号は、川口市ホームページ内よりダウンロードしてください。

問い合わせ・申請先

川口市経営支援課 経営支援係
〒332-8601 川口市青木2-1-1
受付時間：9：00～16：30
TEL：048-258-1647

※申請方法等詳細は市ホームページで公開しています。
中小企業等原油価格等高騰対策事業【支援2川口市信用保証料補助金】のページをご覧ください。



川口市ホームページ